

募金箱設置ご協力へのお願い

募金箱設置ご協力へのお願い

静岡犯罪被害者支援センターは、犯罪被害者の支援を行っている団体です。電話相談、法律相談、面接相談、病院・警察・裁判傍聴の付添などの支援を行っています。

2004年に「犯罪被害者等基本法」が制定され、被害者を支えることは国民の責務と明記されました。私どもは、日本の被害者支援の先駆的役割を果たし、日々社会に対しても普及活動を実施していますが、活動資金が絶対的に不足しています。

静岡犯罪被害者支援センターの活動

静岡犯罪被害者支援センターで製作する募金箱の設置をお願いしています。

このプロジェクトは、H21年度に新たに立ち上げた企画であり、施設や企業に設置のお願いをしているところです。

募金箱のお金は、全額当支援センターにご寄附いただき、当支援センターの活動に100%活かされます。

設置のメリット

1. 身近で手軽な社会貢献

募金箱を設置していただくことで、貴社の社会貢献活動をより推進することができます。

貴社にとっては、手間をかけることなく、社員が手軽に社会貢献できるしつみを提供できるメリットが魅力です。

2. 費用ゼロ

年に数度募金が集まった折に、当支援センター担当者が募金を取りに伺います。

その他貴社にいただく経費等はありません。

3. パートナー顕彰、ロゴの活用

設置いただいた折には、当支援センターのホームページにおいて、社会貢献のパートナーとして顕彰し、積極的に周知いたします。また、当支援センターのロゴを貴社の名刺やホームページにご利用いただけます。

設置について	適宜、配送
--------	-------

サイズ	W120mm × D97mm × H179mm	傾斜サイズ：W120mm × H85mm
素 材	募金箱本体：アクリル板	チラシケース付き

画像見本



連絡先 NPO法人静岡犯罪被害者支援センター 事務局

〒420-0839 静岡市葵区鷹匠3丁目7番21号

TEL 054-209-5555

FAX 054-209-5556

<http://www.shizuoka-hhsc.jp/>

担 当：佐々木

はじめに

NPO 法人静岡犯罪被害者支援センターは、犯罪被害にあわれた方に、皆さま方からの募金・寄付により、無料にて、電話相談、法律相談、面接相談、病院・警察・裁判傍聴の付添などの支援を行っています。

2004 年に「犯罪被害者等基本法」が制定され、被害者を支えることは国民の責務と明記されました。私どもは、日本の被害者支援の先駆的役割を果たし、日々社会に対しても普及活動を実施していますが、寄付を集めることが難しく活動の拡充が課題となっております。

現在、我が国の犯罪被害者は年間約 4 万 5,000 人。そのうち、私たち民間団体の援助を受けられている犯罪被害者は、1 万人に満たないのが現状です。

このように、犯罪被害者を取り巻く環境は、まだまだ課題が山積しております。支援を希望される犯罪被害者の方々に、必要な支援を提供できる被害者支援システムの構築が急務と考えております。

つきましては、事件事故に遭った被害者が、安心して相談をできる支援体制の構築のために、また犯罪被害者支援の広報のために、募金箱設置にご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

NPO 法人静岡犯罪被害者支援センター
理事長 松井 純

募金箱設置要綱

第1条（目的）

NPO法人静岡犯罪被害者支援センター（以下「支援センター」という）の募金箱設置に関し、募金箱に寄せられたご寄付者の意思が活かされ、管理運営が適切に行われるために必要な事項を定めます。

第2条（設置場所）

- （1）募金箱設置協力店は、支援センターの趣旨に賛同する販売店・商店・病院・ホテルなどの、不特定多数の人が出入りする施設とします。
- （2）多くの人の目にふれるところに設置場所を決めて、常時設置としてください。

第3条（設置申込）

募金箱設置を申し込む時は、所定の「募金箱設置申込書」を提出ください。

第4条（募金箱の種類）

募金箱の種類は次の通りとします。募金箱 横幅：120mm 奥行：97mm 高さ：179mm

第5条（募金箱の設置）

募金箱を設置・返却する時には、支援センターより貴社へ伺います。

第6条（募金箱管理者）

管理の所在を明確にするため、18歳以上の管理責任者を定め支援センターに届けてください。

第7条（募金の回収）

集まった金額の多寡に関わらず、募金箱に寄せられた募金は、1年に1回は必ず支援センターより回収に伺います。

第8条（禁止事項）

募金箱を他に譲渡あるいは貸与しないでください。

第9条（変更の届出）

募金箱設置の設置場所（住所・電話番号）、管理責任者等の変更があった場合は速やかに支援センターに届けてください。

第10条（設置の中止）

募金箱設置の中止をご希望の際は、支援センターに連絡し募金箱を返却してください。

募金箱設置申込書

申込日 年 月 日

NPO 法人静岡犯罪被害者支援センター 行

「募金箱設置規約」に同意し、募金箱の設置を申します。

管理責任者： _____ 印

送付先 NPO 法人 静岡犯罪被害者支援センター

会社/ 店舗名	ふりがな		業 種	
管理 責任者名	ふりがな			
現住所	〒□□□-□□□□			
電話 FAX	() ()	ポスター	必要の有無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 (<input type="checkbox"/> に <input checked="" type="checkbox"/> でお選びください)	
募金箱 設置数	個			

* 設置場所と上記の連絡先が異なる場合や複数の箇所に設置いただく場合は、別紙一覧表にご記入ください。

該当する項目の印を付けてください。

箱送付方法	<input type="checkbox"/> ①一括して、1の連絡先に送付
	<input type="checkbox"/> ②各店に直接送付
複数カ所設置の場合の 回収方法	<input type="checkbox"/> ①1の連絡先にて一括回収
	<input type="checkbox"/> ②各店個別回収
受領書・お礼状の送付名 及び送付場所	回収方法で①を選んだ場合 (<input checked="" type="checkbox"/> でお選びください) ① 1の会社名で1の連絡先に 受領書枚数 <input type="checkbox"/> 1枚のみ / <input type="checkbox"/> 設置個所数
	回収方法で②を選んだ場合 (<input checked="" type="checkbox"/> でお選び下さい) <input type="checkbox"/> ②の設置場所名で1の連絡先へ <input type="checkbox"/> ③の設置場所名で2の設置場所へ

〒420-0839 静岡市葵区鷹匠3丁目7-21 [TEL:054-209-5555](tel:054-209-5555) /FAX: 054-209-5556

* 募金箱設置申込者からの個人情報は、個人情報保護法を遵守し、募金箱・会報の送付、受領書発行などのお知らせをするために利用します。